聖籠町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。 令和2年3月31日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町規則第11号

聖籠町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年 聖籠町条例第1号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、地方公 務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務 時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受け た者をいう。
  - (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に定 める会計年度任用職員をいう。
  - (3) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に定め る会計年度任用職員をいう。

(1调間の勤務時間)

- 第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間 を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。
- 2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を 超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命 権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において

週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- 第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する 必要のある会計年度任用職員については、前条第1項及び第2項の規定にか かわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。
- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日(パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、町長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。
- 3 前項の割振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)の例による。

(週休日の振替等)

- 第6条 任命権者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により 週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、 第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条 において「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた 勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期 間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをや めて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り 振ることができる。
- 2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等に ついては、常勤職員の例による。

(休憩時間)

第7条 条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

- 第8条 任命権者は、町長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1 第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長)の許可を受けて、第3条から第6条までに規定する 勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において会計年度任 用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その 他の聖籠町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年聖籠町規則第1 号。以下「勤務時間規則」という。)第5条で定める断続的な勤務をすること を命ずることができる。
- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務 時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務を することを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 条例第8条の3の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日)

第10条 条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。 (休日の代休日)

- 第11条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。
- 2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び

指定の手続等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

- 第13条 年次休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
  - (1) 週所定労働日数が5日以上又は1週間の勤務時間が常勤職員の勤務時間の概ね4分の3以上の会計年度任用職員 別表第1に定める日数
  - (2) 週所定労働日数が4日以下かつ1週間の勤務時間が常勤職員の勤務時間の概ね4分の3未満の会計年度任用職員 別表第2に定める日数
- 2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められると きは、1時間を単位とすることができる。
- 3 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければ ならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な 運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 1時間を単位とする年次休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの 勤務時間(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り 上げた時間)をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一で ないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤 務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間 (その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた 時間)をいう。)をもって1日とする。
- 5 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日(1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)を限度として、翌年度 (年度の途中に付与された年次休暇にあっては、翌々年度におけるその付与 された月の前月まで)に繰り越すことができる。

(特別休暇)

- 第14条 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、 同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。
- 2 会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表 の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 3 別表第4の第4号及び第5号の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全て を勤務しないときに使用するものとする。
- 5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

(介護休暇)

- 第15条 条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間規則第15条第3項の規定の例により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。)の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。
- 2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。 (介護時間)
- 第16条 条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(初めてこの条に規定する休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日

が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

(休暇の承認等)

第17条 特別休暇(別表第4の第1号及び第2号を除く。)の承認及び休暇の 請求等の手続については、常勤職員の例による。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

第18条 第12条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮 し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職 員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものと する。

(その他の事項)

第19条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び 休暇等に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)

勤続勤務期間	付与日数
16日以上1箇月まで	1 日
1 箇月超 2 箇月まで	2 日
2 箇月超 3 箇月まで	3 日
3 箇月超 4 箇月まで	4 日
4 箇月超 5 箇月まで	5日
5 箇月超 6 箇月まで	6 日

6箇月超4年6箇月まで	15日
4年6箇月超5年6箇月まで	16日
5年6箇月超6年6箇月まで	18日
6年6箇月超	20日

### 別表第2(第13条関係)

		付与日数			
週所定労働日数		4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間	間の所定労働日数	169日から	121日から	73日から	48日から
		216日まで	168日まで	120日ま	72日まで
				で	
継続	3箇月超1年6箇	7 日	5 日	3 日	1 日
勤務	月まで				
期間	1年6箇月超2年	8 日	6 日	4 日	2 日
	6箇月まで				
	2年6箇月超3年	9 日	6 日	4 日	2 日
	6 箇月まで				
	3年6箇月超4年	10日	8 日	5 日	2 日
	6 箇月まで				
	4年6箇月超5年	12日	9 日	6 日	3 日
	6箇月まで				
	5年6箇月超6年	1 3 目	10日	6 日	3 日
	6箇月まで				
	6年6箇月超	15日	11日	7 日	3 日

### 別表第3 (第14条関係)

事由	期間	
1 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、	必要と認められる期間	
参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の		
議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤		
務しないことがやむを得ないと認められると		
き。		

	- ·
2 会計年度任用職員が選挙権その他公民とし	同上
ての権利を行使する場合で、その勤務しないこ	
とがやむを得ないと認められるとき。	
3 地震、水害、火災その他の災害により次のい	7日の範囲内の期間
ずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が	
勤務しないことが相当であると認められると	
き。	
(1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、	
又は損壊した場合で、当該会計年度任用	
職員がその復旧作業等を行い、又は一時	
的に避難しているとき。	
(2) 会計年度任用職員及び当該会計年度任	
用職員と同一の世帯に属する者の生活	
に必要な水、食料等が著しく不足してい	
る場合で、当該会計年度任用職員以外に	
はそれらの確保を行うことができない	
とき。	
4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関	必要と認められる期間
の事故等により会計年度任用職員が出勤する	
ことが著しく困難であると認められる場合	
5 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関	<b>同</b> 上
の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途	
上における身体の危険を回避するため勤務し	
ないことがやむを得ないと認められる場合	
6 会計年度任用職員の親族(別表第5の親族欄	親族に応じ同表の日数欄
に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、会	に掲げる連続する日数
計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死	(葬儀のため遠隔の地に
亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務	赴く場合にあっては、往
しないことが相当であると認められるとき	復に要する日数を加えた
	日数)の範囲内の期間
7 妊娠中の女性の会計年度任用職員が請求し	当該会計年度任用職員が
た場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康	適宜休息し、又は補食す
保持に影響があると認めるとき	るために必要な時間
8 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚	町長の定める期間内にお
式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる	ける連続する5日の範囲
行事等のため勤務しないことが相当であると	内の期間
認められるとき	「 1 × / 方引    FJ
PDV ひ4 V公 C C	

9 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)に限る。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1の年の7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) により交通を制限され又は遮断された場合 必要と認められる期間

#### 別表第4(第14条関係)

事由	期間
1 6週間(多胎妊娠の場合にあっ	出産の日までの申し出た期間
ては、14週間)以内に出産する	
予定である女性の会計年度任用	
職員が申し出た場合	
2 女性の会計年度任用職員が出	出産の日の翌日から8週間を経過する
産した場合	日までの期間(産後6週間を経過した女
	性の会計年度任用職員が就業を申し出
	た場合において医師が支障がないと認
	めた業務に就く期間を除く。)
3 生後1年に達しない子(条例第	1日2回それぞれ30分以内の期間(男
8条の2第1項に規定する子を	性の会計年度任用職員にあっては、その
いう。以下同じ。)を育てる会計	子の当該会計年度任用職員以外の親(当
年度任用職員が、その子の保育の	該子について民法(明治29年法律第8
ために必要と認められる授乳等	9号)第817条の2第1項の規定によ
を行う場合	り特別養子縁組の成立について家庭裁
	判所に請求した者(当該請求に係る家事
	審判事件が裁判所に係属している場合
	に限る。)であって当該子を現に監護す
	るもの又は児童福祉法(昭和22年法律
	第164号)第27条第1項第3号の規
	定により当該子を委託されている同法
	第6条の4第2号に規定する養子縁組
	里親である者若しくは同条第1号に規
	定する養育里親である者(同法第27条
	第4項に規定する者の意に反するため、
	同項の規定により、同法第6条の4第2
	号に規定する養子縁組里親として委託
	することができない者に限る。)を含

む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

小学校就学の始期に達するま での子(配偶者の子を含む。以下 この号において同じ。) を養育す る会計年度任用職員(1週間の勤 務日が3日以上とされている者 又は週以外の期間によって勤務 日が定められている者で1年間 の勤務日が121日以上である ものであって、6月以上継続勤務 しているものに限る。)が、その 子の看護(負傷し、若しくは疾病 にかかったその子の世話又は疾 病の予防を図るために必要なも のとして町長の定めるその子の 世話を行うことをいう。) のため 勤務しないことが相当であると 認められる場合

1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間

5 要介護者(条例第15条第1項 に規定する日常生活を営むのに 支障がある者をいう。以下同じ。) の介護その他の町(村)長の定め る世話を行う会計年度任用職員 (1週間の勤務日が3日以上と されてて勤務日が定められて はよって勤務日が定められて1年間の勤務日が121 日以上であるものであって、6月 以上継続勤務しているものに以 る。)が、当該世話を行うため勤 務しないことが相当であると認 められる場合 1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間

6 女性の会計年度任用職員が生	必要と認められる期間
理日における就業が著しく困難	
なため勤務しないことがやむを	
得ないと認められる場合	
7 女性の会計年度任用職員が母	必要と認められる期間
子保健法(昭和40年法律第14	
1号)の規定による保健指導又は	
健康診査に基づく指導事項を守	
るため勤務しないことがやむを	
得ないと認められる場合	
8 会計年度任用職員が公務上の	必要と認められる期間
負傷又は疾病のため療養する必	
要があり、その勤務しないことが	
やむを得ないと認められる場合	
9 会計年度任用職員(6月以上の	1の年度において別表第6の定める期
任期が定められている者又は6	間
月以上継続勤務している者(週以	
外の期間によって勤務日が定め	
られている者で1年間の勤務日	
が47日以下であるものを除	
く。)に限る。)が負傷又は疾病	
のため療養する必要があり、その	
勤務しないことがやむを得ない	
と認められる場合(前3号に掲げ	
る場合を除く。)	
10 会計年度任用職員が骨髄移植	必要と認められる期間
のための骨髄若しくは末梢血幹	32 30 3 42 3 3 42 3 774114
細胞移植のための末梢血幹細胞	
の提供希望者としてその登録を	
実施する者に対して登録の申出	
を行い、又は配偶者、父母、子及	
び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植	
のため骨髄若しくは末梢血幹細	
胞移植のため末梢血幹細胞を提	
供する場合で、当該申出又は提供	
に伴い必要な検査、入院等のため	
勤務しないことがやむを得ない	
と認められるとき	
11 妊娠中又は出産後1年以内の	
女性の会計年度任用職員が母子	満24週から満35週までは2週間に
保健法第10条に規定する保健	1回、妊娠満36週から分べんまでは1
指導又は同法第13条第1項に	週間に1回、産後1年まではその間に1

規定する健康診査を受ける場合	回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間
12 妊娠中の女性の会計年度任用 職員が通勤に利用する交通機関 の混雑の程度が母体又は胎児の 健康保持に影響があると認める 場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

## 別表第5

親族	日数
配偶者	7日
父母	ТН
子	5日
祖父母	3日(会計年度任用職員が代襲相続し、 かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっ ては、7日)
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1日(会計年度任用職員が代襲相続し、 かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっ ては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	 
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟 姉妹	ていた場合にあっては、3日)
おじ又はおばの配偶者	1 月

# 別表第6

1週間の勤	5日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
務日の日数					
1年間の勤	217日以	169日か	121日か	73日から	48日から
務日の日数	上	ら216日	ら168日	120日ま	72日まで
		まで	まで	で	
日数	10日	7 日	5 日	3 日	1 目

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。